

行動規範に関する違反行為対応マニュアル (TD向けガイドライン)

2025



1 はじめに

本マニュアルは、公平性、誠実性、安全性を確保し、スポーツの健全な発展に寄与することを目的としています。試合・大会における行動規範の違反行為に対し、迅速かつ適切に対応するための指針を定めます。これにより、スポーツ関係者の安全を確保し、大会の公正性を高め、スポーツ文化の向上に貢献を目指します。

2 報告について

大会期間中に違反行為を目撃した大会関係者（主催者、主管協会、チーム関係者及び競技役員）の場合、直ちにテクニカルデリゲート（以下、「TD」）に報告すること。TDは、報告内容に基づき事実関係を調査し、行動規範の違反の有無および程度を判断する。TDへの報告は違反行為発生から原則24時間以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、状況に応じて対応すること。

3 違反行為の調査方法について

TDは、違反行為の報告を受けた場合、関係チームの責任者に、誰がいつどこでどのような違反行為を行ったか、および証拠となる情報があるかなどを確認する。24時間を経過してからのTDへの報告には、報告者に遅延の理由を聞き取り、調査の必要性を判断する。

4 ヒアリングの実施について

TDは、違反行為に関わった当事者に対してヒアリングを実施する。当事者は、本人を含め2名まで同席を可能とする。ただし、当事者が未成年（18歳未満）の場合には追加で保護者またはそれに代わる者の同席を認める。

ヒアリングでは、当事者に対し事実関係を確認と説明する機会を与える。ただし、当事者がヒアリングを拒否した場合、または正当な理由なく出席しなかった場合は、他の関係者からの聞き取りなど、入手可能な情報に基づき事実関係を認定する。

5 処分の決定

処分決定は書面で作成し、対象者とチーム代表者にTDにより通知されなければならない。処分決定には、少なくとも以下の事項が明記されなければならない。

- 1) 違反行為の内容
- 2) 対象者が行動規範の違反を認めているかどうか。
- 3) 対象者が違反を受け入れない場合、違反が発生したかどうか、およびその理由に関する判断。

違反行為を認めた（または合意された）場合、最低限の処分が科される。

またはより重い処分が科される場合、以下の詳細を記載する。

- (1) 対象者の懲戒歴。
- (2) 聴聞における対象者の態度。
- (3) すでに科された処分、例えば、試合中にカードが提示された場合、そのカードに基づく出場停止期間。当該レベル内の他の違反行為と比較して、違反行為の重大性を記述する。

6 処分の明確化について

処分内容を明確にすることは、恣意的な解釈や差別的な扱いを防ぎ、公平な処置を実現するとともに、手続きの複雑化を避けて効率的な処理を可能にするため、非常に重要です。

具体的には、以下の点を明確にする必要があります。

- 1) 対象者が出場停止となる試合数
- 2) 出場停止の開始日
- 3) 出場停止が適用される試合または大会を指定する（例えば、JHA 主催・共催する試合・大など）
- 4) 出場停止に加えて処分の条件、例えば、違反行為を構成する行為について JHA 競技運営部でさらに検討するために報告され、必要に応じ倫理委員会で検討されることなど。

7 その他

- 1) ヒアリングのメンバー構成

TD (ATD or チーフTO)、TO、UMなど、中立な立場が望ましい。

- 2) 再発防止策

処分だけでなく、再発防止策を講じることも重要である。

- 3) 記録の保存提出

調査記録、聴取記録、処分決定通知書などを適切に保存し、競技運営部へ提出すること。



処分決定通知書の例

処分決定通知書

受付日： 年 月 日

大会名：

試合対戦：

処分対象者： ○○ ○○

所属： △△ホッケークラブ

違反行為の内容：

試合中の暴力行為（相手選手への故意の肘打ち）

処分理由：

上記の通り、貴殿は令和6年4月25日に行われた□□大会における△△戦において、相手選手に対して故意の肘打ちを行うという暴力行為を行ったことが確認されました。

本行為は、スポーツマンシップに反するものであり、本会「行動規範における違反と罰則レベルのガイドライン」のレベル2に違反する行為に該当します。

つきましては、本会規定に基づき、貴殿に対し以下の処分を決定いたしました。

処分内容： ○ヶ月間の出場停止

適用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

その他：

本処分決定は、競技運営部または必要に応じ倫理委員会へ報告・検討されます。

処分の強化、軽減される場合がある。

△△ホッケークラブ

チーム代表者 ●●● 殿

▲▲▲（対象者名） 殿

年 月 日

△△大会

TD ○○ ○○

行動規範

- 1 JHA は、日本国内におけるホッケーの試合が公正かつ安全に行われるための大会運営およびホッケーをプレイすることに関するすべての権限を有する。したがってホッケー競技に関わる者は、JHA の定める規程と指示を遵守することに合意するものとする。
- 2 行動規範は JHA が主催または共催する大会および JHA が認定した全試合の参加者に適用される。
- 3 以下が参加者と見なされる。
 - a 参加チームのチームメンバーとチーム役員。これにはプレイヤー、監督、コーチ、テクニカルスタッフを含むコーチングスタッフ、医療担当者が含まれる。
 - b 全ての競技役員。これには JHA 代表、TD、TO、JG、UM、アンパイア、メディア担当者、医療担当者、JHA または実行委員会が指名する役員が含まれる。
 - c 実行委員会委員。
- 4 行動規範は大会に参加する者が、ホッケー競技の安全性の向上と振興のための責任と自覚を持つために制定される。
- 5 すべての参加者は自らの行動と態度に責任を持ち、自らの言動の正当性が説明できなければならない。
- 6 大会に参加するチームのプレイヤーとチーム役員に必要な指示を行うのは監督の責務である。JHA が定める規程に違反した場合は、プレイヤー、チーム役員とともに監督も責任を負う。
- 7 大会中の違反行為および JHA が定める規程等に関わる疑義は、大会開催中は TD が対応する。大会の終了後は原則として JHA 技術委員会が対応し、必要に応じて JHA 倫理委員会で審議される。
- 8 JHA は、大会参加者が最高水準の行動と規律を保つよう努めなければならない。
- 9 大会参加者は、競技フィールド上、会場、宿舎で適切に行動しなければならない。ホッケー競技の評判を損なう行為、ホッケー競技への不信を招く行為および不正行為を行ってはならない。
- 10 以下は不適切あるいは許容されない行為と見なされる。
 - a 他の参加者、一般観衆に対する暴言、暴行、敵意
 - b アンパイアの判定や役員の決定に対して挑発的または批判的に、不適切なやり方で論争、抗議、反発すること
 - c アンパイアまたは競技役員に攻撃的な態度で向かって行くこと
 - d 罵りや無礼な発言や身振り
 - e 装備、衣服、会場の施設、備品を乱暴に扱うこと
 - f ドーピング検査官に対する暴言、暴行、敵意
- 11 監督、キャプテン、TD が指名するプレイヤーは、要請に応じてメディアとの会見に出席しなければならない。
- 12 公式発言は適正、建設的で分別があるものでなくてはならない。他のプレイヤー、アンパイア、競技役員や大会実行組織の個人を攻撃する内容であってはならない。
- 13 JHA は公式発言を以下のように定める。

発言の全部、一部または要旨が一般に公表された発言。公表された媒体（新聞、雑誌、定期刊行物、電子刊行物（インターネット、eメール、SNS 等）、テレビ、ラジオ等）は問わない。
- 14 プレイヤー、チーム役員はドーピング検査官に対し暴言、暴行、敵意ある行為を行ってはならない。日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が禁止する薬物または薬物関連物質を所持したり、薬物に関する規定を犯したりしてはならない。
- 15 薬物に関する規則により処罰中のプレイヤー、チーム役員はホッケー競技に関与することはできない。
- 16 大会参加者はいかなる場合においても賭博行為を行ったり、賭博行為を誘導する行為をしたりしてはならない。これにはインターネットを通じた賭博行為、他の大会参加者との賭博行為が含まれる。
- 17 大会参加者は賭博、汚職に関わるいかなる行為も行ってはならない。（試合結果の操作、賄賂の受け取りや誘導、賭博のために内部情報を利用または提供すること等。）

行動規範における違反と処罰レベルのガイドライン

レベル1

レベル1の違反に対する処分は、その個人に対する訓戒または（および）最低1試合の出場停止とする。

レベル1の処分対象となる行為の例

- － 他の参加者、一般観衆に対する暴言、敵意
- － アンパイアの判定または競技役員への決定に対する挑発的ないし批判的な論争、抗議、反発（試合中に、リアルタイムで撮影した映像を使用して異議を唱える行為も含む）
- － 攻撃的な態度でアンパイアまたは競技役員に向かうこと
- － アンパイアの判定に対し過剰または、複数名で囲んでアピールをすること
- － スティックやボール（及びその他の物）をプレイヤー、アンパイアまたは競技役員への付近へ不適切または危険な方法で投げること
- － プレイ中に他のプレイヤーに対し不適切または意図的な身体的接触をすること
- － 卑猥、攻撃的、侮辱的とされる無礼な発言、罵詈雑言、身ぶり、手振り
- － T0から警告を受けてもなおT0からの指示に従わない行動
- － 不適切な方法での хоккеー 用具及び服装の使用、会場の施設や設備の損壊
- － 公的な発言の場で、他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、大会実行組織の個人に関する不公正、非建設的、不適または分別のない発言をすること
- － 要請されたメディアとの会見を欠席すること

レベル2

レベル2の違反に対する処分は、その個人に対する最低2試合の出場停止とする。

レベル2の処分対象となる行為の例

- － アンパイアに対する威嚇的ないし攻撃行為
- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、大会実行組織の個人、観客に対する負傷に至らない暴行
- － 著しく卑猥、著しく攻撃的、非常に侮辱的とされる無礼な発言、罵詈雑言、身ぶり、手振り
- － フィールド上での暴力行為
- － 人種、宗教、性別、肌色、祖先、国籍、出身民族に関する侮辱、恫喝、侮蔑、中傷の発言または身振り
- － レベル1の処分対象行為のくり返し

レベル3

レベル3の違反に対する処分は、その個人に対する最低5試合の出場停止とする。

レベル3の処罰対象となる行為の例

- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、大会実行組織の個人、観客に対する負傷を伴う暴行
- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、大会実行組織の個人、観客に対して唾等を吐きかける行為
- － レベル2の処分対象行為のくり返し
- － その他の上記に含まれていない хоккеー の精神に反し評判を貶める行為